

議案第 1 号

令 5 建築指導第 408 号
令和 5 年 (2023 年) 10 月 19 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 村岡嗣政

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 地名地番 | 山口県山陽小野田市大字西高泊字西縄地 1671 番 1 他 |
| (2) 用途地域 | 指定なし |
| (3) 防火地域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域 |

2	設置者	山口県山陽小野田市大字西高泊 1980 番地 株式会社晃栄 代表取締役 井上 雄治		
3	用途	一般・産業廃棄物処理施設		
4	敷地面積	3,503.24 m ²		
5	建築面積	409.50 m ²		
6	延べ面積	384.00 m ²		
7	建物概要	鉄骨造平屋建て		
8	処理能力	破砕処理施設	:	廃プラスチック類 56.72 t / 日
				木くず 116.05 t / 日
				がれき類 92.98 t / 日

9 周囲の状況

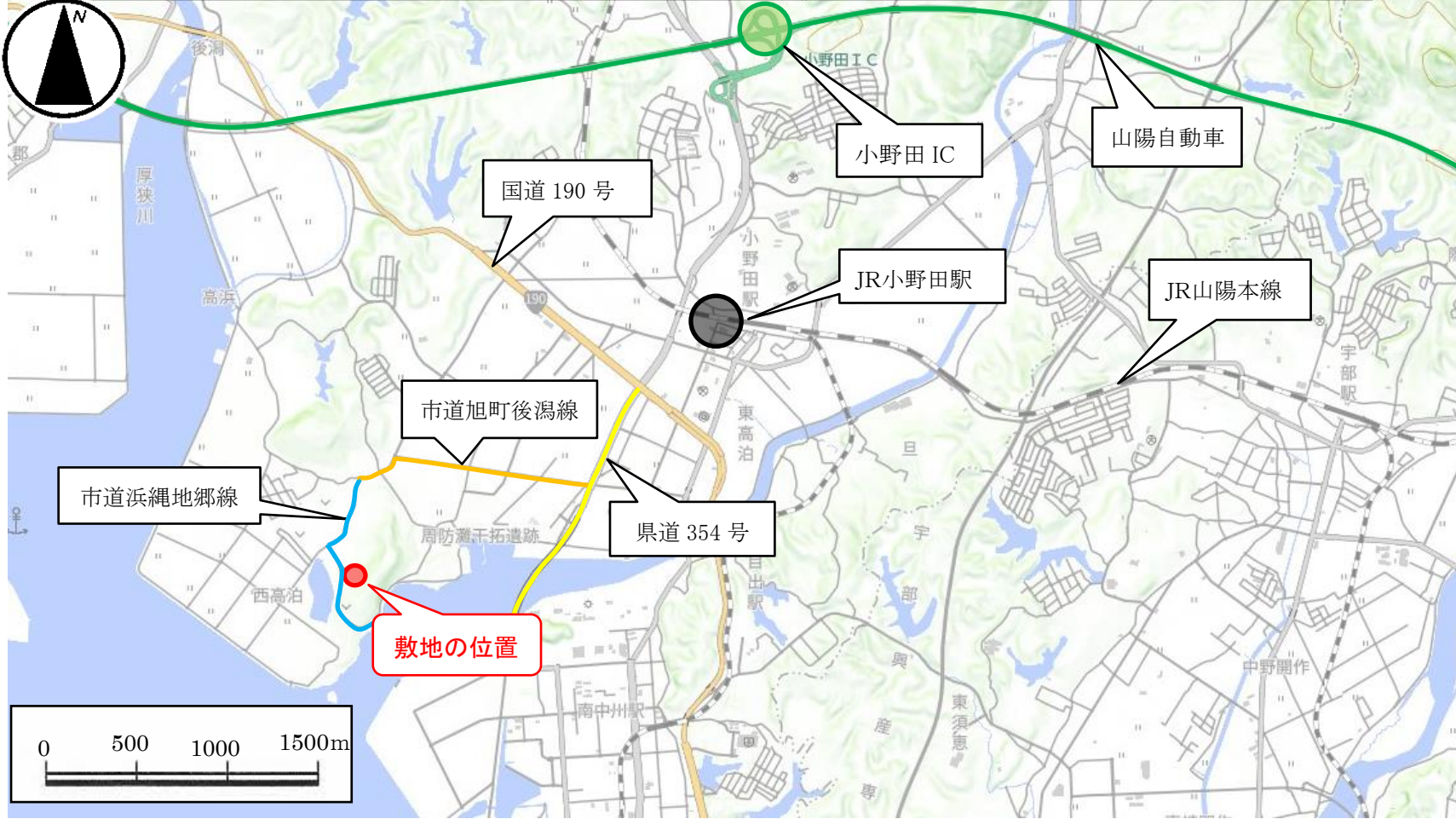
当該施設の敷地は、JR 山陽本線 小野田駅から南西側に直線距離で約 2.8 キロメートル、山陽自動車道「小野田インター」から南西側に約 3.5 キロメートルの距離に位置し、周囲は山林に囲まれた場所にあります。

10 諮問の理由

当該施設は、廃プラスチック類、木くず、がれき類等の破砕処理を行う一般・産業廃棄物処理施設です。破砕処理されたものは、発電用石炭ボイラーの石炭代替燃料としてサーマルリサイクルする等、再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について



山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置について



髙晃栄本社
敷地内通路

直近の民家
約140m

髙晃栄 本社

敷地の位置

市道浜縄地郷線

敷地の位置

敷地は、市道浜縄地郷線に接しており、
周囲は山林に囲まれています

